

会議の情報公開について

1 会議の公開

北海道病院事業推進委員会の会議は、原則公開とする。

ただし、当該会議を公開することによって、個人や法人の権利利益が侵害され、又は当該会議の円滑若しくは公正な運営が著しく損なわれると委員長が認めるときは、他の委員の了承を得た上で、会議を非公開とする。

2 資料の公開

会議の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。

ただし、当該会議で使用した資料を公表することによって、個人や法人の権利利益が侵害され、又は当該会議の円滑若しくは公正な運営が著しく損なわれると委員長が認めるときは、他の委員の了承を得た上で、会議に使用した資料を非公表とする。

[参考法令等]

北海道情報公開条例（抄）

第26条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りではない。

北海道情報公開条例の解釈及び運用（法制文書課行政情報センター）

「会議を公開することが適当でないと認められる」とは、公開することによって、個人や法人等の権利利益が侵害され、又は当該会議の円滑若しくは公正な運営が著しく損なわれると認められること等をいう。

北海道病院事業推進委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道病院事業推進委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、委員会委員長の許可を得た上で、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、委員会委員長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。